



大阪大学
THE UNIVERSITY OF OSAKA

産業界とのネットワークによる事業化を加速する

产学共創グラント

2026 年度 募集要領

募集期間：2026 年 1 月 30 日(金)～2 月 17 日(火)

大阪大学 共創機構

产学共創グラント運営事務局

2026 年 1 月

1. 公募概要

1.1 本グラン트創設の背景

大阪大学では、2025年2月に株式会社りそな銀行と締結した産学連携協定に基づき、共創機構内に共同事業講座「共創 Hub+」を設置しています。「共創 Hub+」とは、同行の持つ産業界との広範なネットワークから得られる「産業・社会課題」と、大阪大学の「独創的で社会インパクトを与える研究成果」を繋ぐプラットフォームです。本グラン트は、この「共創 Hub+」の活動の一環として、産学連携を通じた本学研究者の独創的な研究シーズの深化と、新たな価値創造を目指して創設されたものです。

※ご参考（https://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/newsrelease_c/2025/files/20250204_1b.pdf）

本グラン트では、「共創 Hub+」による、広範な産業ネットワークからのパートナーや顧客探索をはじめとした、事業化への伴走支援を活用し、学内研究者の持つ革新的な技術やアイデアの社会実装を加速させます。本グラン트を通じて、研究資金の提供のみならず、新たな用途や応用可能性の探索を促し、次世代を担う研究者が世界へとばたくための、事業化やイノベーション創出に向けた強力な伴走支援を行います。

1.2 本グラン트の目的

現在、日本の研究現場では、公的研究費だけでは不足しがちな「ビジネスモデルの構築」や「試作開発」、「仮説検証(PoC)によるデータ収集」、「経営人材の確保」といった、研究成果と社会実装の間のギャップ(デスバレー)を埋める支援が喫緊の課題となっています。本グラン트は、社会実装可能性の高いコア技術を有する本学研究者に対し、上記の課題を解消するための「試作品製作」や「仮説検証(PoC)によるデータ収集」等に使用できる資金支援、および「共創 Hub+」等による伴走支援を行い、研究成果の社会実装を強力に後押しすることを目的とします。

2. 公募スケジュール

- 2026年1月30日（金） : 募集開始
- 2026年2月17日（火） : 募集締め切り
- 2026年2月中旬 - 3月上旬 : (必要に応じて) 書類選考※1
- 2026年3月4日（水）午前 : 面接審査会(吹田キャンパスにて実施予定)
- 2026年3月中旬 : 採択結果通知・実施計画書の策定
- 2026年4月上旬 : 助成期間開始※2
- ※1: 応募多数の場合は書類選考を行い、書類選考通過者へ面接審査会についてご案内いたします。
- ※2: 開始日は、実施計画書承認日に応じて調整することがあります。

3. 申請要件

3.1 申請者

本グラン트に申請する「研究代表者」は、以下の(1)、(2)のいずれの要件も満たす必要があります。
(必須要件)

- (1) 大阪大学の教職員（特任研究員（常勤）等を含む。ただし招へい教員は除く）であること
- (2) 本学の研究成果について、起業を通じた実用化を目指していること

3.2 研究分野

全研究分野を対象とします。

特に、GX（グリーントランスフォーメーション）、健康医療、DX分野、安全保障等の社会課題解決に資する独創的な課題を歓迎します。

(例)

- ・GX分野（例：量子、フュージョンエネルギー、水素・脱炭素など）
- ・健康医療分野（例：免疫、バイオものづくり、再生医療、Wellbeingなど）※1
- ・DX分野（例：生成AI、省人化、ヒューマンコム、医療DXなど）
- ・安全保障分野（例：半導体、宇宙、海洋、モビリティ、防災、国土強靭、気象、農林水産など）

※1：産業パートナーとの連携等により、事業終了後約3年以内に社会実装・産業利用が見込める研究が対象。

3.3 本申請における研究課題の要件

- (1) 研究シーズの実用化に向けた取組が、以下の①及び②の観点をいずれも満たしていること。
 - ① 研究シーズをもとに、想定顧客、解決すべき課題、提供する製品・サービスの形態について一定の仮説を有しており、事業としての成立可能性を検討できる段階にある
 - ② 事業化に向けた仮説検証（PoC）として、プロダクトの試作・実証や想定顧客による評価等を行う計画を有しており、それを実行するための役割分担や関与者について一定の見通しを有している
- (2) 社会課題や市場ニーズ等を踏まえ、研究成果の事業化を見据えて、知的財産戦略と研究開発を一体的に検討・推進する研究課題であること。
- (3) 本グラン트において想定する達成目標やマイルストン（中間時点での達成目標）が適切に設定されていること。
- (4) 本グラント予定されている中間報告会および最終報告会で、事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表できること。
- (5) 助成を受ける研究者は、支援期間において、JST 大学発新産業創出基金事業において実施されるスタートアップ創出に係るGAP ファンドの受給を受けていないこと。（本グラントの受給期間中に、新たに当該GAP ファンドの受給が決定した場合は、本グラントの受給を中止または、辞退いただくことを想定しています。）

(望ましい要件)

- ・社会課題の解決を明確に志向した、マーケットインパクトの大きい研究テーマであること
- ・具体的な市場・顧客を獲得できていること、または具体的なパートナー候補企業を想定していること

3.4 グラント終了時の期待する効果

- 起業後、研究代表者が設立するスタートアップへのライセンス付与
- 産業界の中で、研究シーズの成果を必要とする既存企業へのライセンス付与
- もしくは、上記に向けて以下のいずれかの成果が得られることが望ましい
 - ・ 本助成により新しく得られた研究成果を基にした、既存企業との事業連携のさらなる拡大
 - ・ 既存の事業連携とは異なる企業との新たな事業連携(異分野も含む)への展開
 - ・ 起業に結び付く大型の公的競争的資金の獲得

4. 助成金額、助成期間および使途

4.1 助成金額

1 申請案件あたり、最大 1,000 万円（審査により決定）。

費用対効果および経費の妥当性の観点から厳密に選考を行うため、適切な金額を申請してください。

（選考結果によっては、1,000 万円を下回る金額での採択となる可能性もありますのでご了承ください）

4.2 採択予定件数

4 件程度

4.3 助成期間

原則 1 年間（2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）。

但し、予め定めた中間審査などのモニタリングの結果を踏まえ、課題解決に向けて、より大きなインパクトや成果の創出が見込まれると判断された案件については、さらに 1 年間の継続延長を検討します。

（毎年度モニタリングを実施し、当初採択時より最長 3 年間の助成期間とします。）

4.4 用途

研究開発費は、研究開発の実施に直接的に必要な経費（研究代表者が研究成果の事業化に向けて、マイルストーンを設定の上、これらマイルストーンの達成に向け研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動）に使用する費用に充当可能です。

例）本助成金は、以下のような用途を想定しています

- 試作品開発、
- ビジネスマodelのブラッシュアップ、
- 仮説検証のためのデータ取得、
- 潜在顧客へのヒアリング、テスト使用
- 技術実証(POC)の実施、
- 市場・規制・競合技術の調査等、
- 経営候補人材（CxO 人材）の確保

※別添の資金計画表_様式 2 (EXCEL) について、資金用途の注意事項に留意し作成してください。

5. 申請書類一覧

(必須資料)

- ① 本グラント申請書（様式 1）：研究内容、事業化構想、社会インパクトを記載
- ② 資金計画表（様式 2）：費目ごとの概算金額を記載

(任意資料)

- ③ 補足資料（様式任意）：研究シーズを分かりやすく説明する補足説明
- ④ 研究実績（様式任意）：論文、特許、既存の共同研究の概要等の補足説明

URL : <https://icho2.sharepoint.com/sites/ou-portal/Lists/info/DispForm.aspx?ID=17637&pa=1&e=PlHTf0>

申請書類等については、申請フォーム（Microsoft Forms）にて提出を受け付けます。

URL : <https://forms.office.com/r/k8H30E4RtE>

※ Forms ヘアクセスできない場合は、以下のグラント事務局のメールアドレスに申請書類等のファイルを添付し送付してください。

※ 申請書類の受領後、事務局より受付完了のメールをお送りします。万が一、申請後一定期間を経過しても受付完了のメールが届かない場合は、以下のグラント事務局のメールアドレスまでお問い合わせください。

Email: sangakukyousou-grant@ccb.osaka-u.ac.jp

6. 審査方法

学内外の専門家により構成される審査会において、以下の審査基準に基づいて審査を行い、審査会で採否及び助成金額を決定します。以下、合計 10 点満点で評価します。

(1) コア技術・シーズの独創性（3 点満点）

- 社会実装の可能性を有し、独創性や新規性、今までの技術にない経済的・社会的価値を与える可能性を有しているか
- 既存技術と比較して、優位性、進歩性を有しているか

(2) 市場性・社会インパクト（3 点満点）

- 顧客課題に応じた研究シーズが社会実装された場合のマーケットインパクトの大きさ
(市場規模、市場の成長性など)

(3) 事業化・社会実装への可能性（4 点満点）

- 想定しているプロダクト・サービス、顧客は具体的か、実現可能性が高いか
- パートナー企業との実証によって、事業化が見込まれるか(パートナー企業の課題解決に繋がるか)
- パートナー候補企業が未決定の場合、仮説検証に基づくアプローチ企業が顧客となる可能性があるか

なお、以下の点についても確認します。

(その他の確認事項)

・研究者の実績

- 研究実績（論文・特許取得）や競争的資金の獲得実績からみて、本グラントで目指す成果が期待できること

・研究開発計画・マイルストーン

- 設定された目標やマイルストーンが妥当であり、最終達成目標が明確に示されていること

7. 産学共創グラントの進め方

7.1 募集期間

2026年1月27日（火）～2月17日（火）

① 申請書類の提出（2月17日〆切）

- ・募集要領、申請書は ICHO 掲示板に掲載します。
- ・申請書類を、下記 URL からダウンロードし、申請書を作成、前述 5. 申請書類一覧に記載の書類とともに、研究代表者から、申請書類を、産学共創グラント運営事務局へご提出ください。
- ・募集期間中に本グラントの目的、概要を説明する動画配信を行います。募集内容のご理解にご活用ください。

申請書類のダウンロード・動画配信 URL

<https://icho2.sharepoint.com/sites/ou-portal/Lists/info/DispForm.aspx?ID=17637&pa=1&e=PlHTf0>

申請書類の提出先

前述 5. 記載の申請フォーム(Microsoft Forms)

- ・申請にあたりご不明点がございましたら「11.お問合せ先」までお気軽にお問い合わせください。

7.2 審査期間

2026年2月18日～3月4日（必要に応じて書類審査を実施）。

② 共創機構における審査会（3月4日（水）午前）

- ・応募数が多数の場合は、面接審査会実施の前に、運営事務局による書類選考を行います。
- ・審査会にて面接を行い、申請案件の選考を行ったうえで、採択者を選定します。
- ・申請者は審査会にご出席のうえ、申請内容、技術の詳細説明および質疑への対応をお願いします。

7.3 採択者への通知・実施計画書の策定

2026年3月中旬に採択者へ内定通知をメールにて通知します。

③ 通知・実施計画書の策定（3月中旬～下旬）

- 採否結果は研究代表者に通知します（内定通知）。
- 審査会による助言等を踏まえて、内定通知後、原則2週間以内に実施計画書を作成・提出してください。
- 実施計画書の内容を確認のうえ受理されれば、研究代表者に交付決定通知がなされます。

7.4 助成期間

資金交付（2026年4月）以降

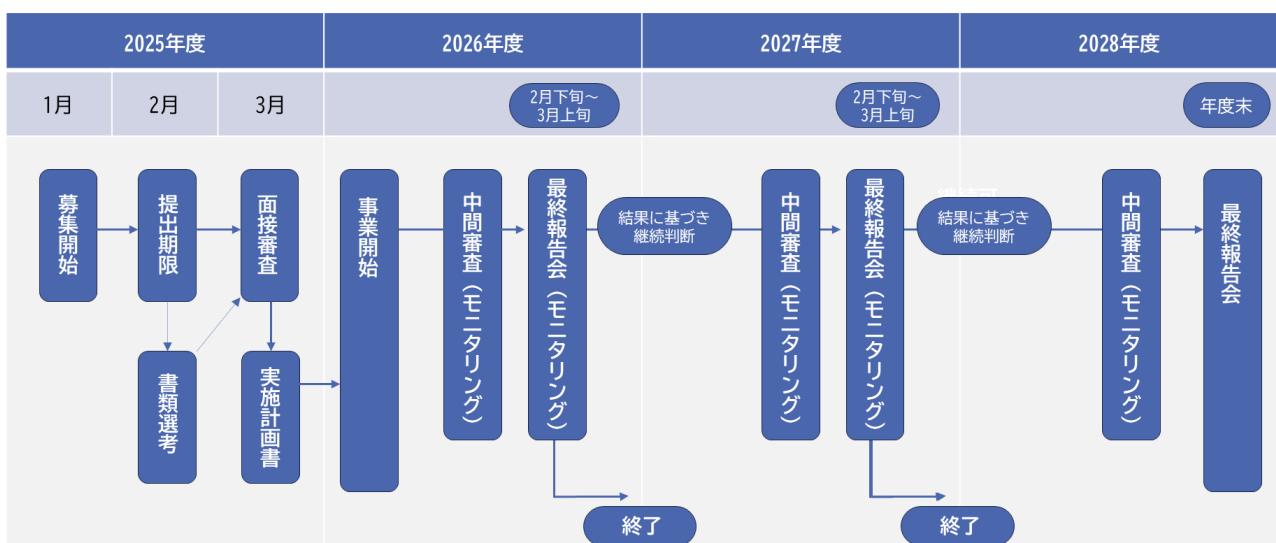
④ 産学共創グラン트の実施と中間報告（事業モニタリング）

- 研究代表者及び申請者を中心として、事業化に向けた研究を実施していただきます。
- 必要に応じて、産業界との広範なネットワークを有する「共創 Hub+」等による伴走支援を行います。
- 事業開始後、6か月経過後を目途に、研究シーズの事業進捗について中間報告をお願いします。当該モニタリングを踏まえ、次年度への継続の可否を検討します。

⑤ 産学共創グラン트の実施終了・最終報告会の実施

- 2027年2月下旬～3月上旬を目途に、最終報告会を実施します。また、2027年3月27日までに目標達成実績を記載した最終報告書を作成し、事務局へ提出します。

＜進め方の概念図＞



8. 実施計画書の作成・提出およびグラント実施期間中の留意事項

8.1. 実施計画書の作成・提出

採択された場合、審査委員等の助言を踏まえて実施計画書を作成・提出いただきます。

提出期限：原則として、採択決定後 2 週間以内

提出先：sangakukyousou-grant@ccb.osaka-u.ac.jp

8.2 助成期間中の留意事項

8.2.1 実施計画の変更及び中止

- (1) 実施計画の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、産学共創グラント運営事務局の了承を得る必要があります。
- (2) 研究開発が計画通り進捗しない場合等には、支援金額の変更や支援の中止を行う場合があります。

8.2.2 経費の取り扱い

- (1) 共創機構が研究代表者の所属部局に対して直接経費を配分し、各部局において経費の管理を行っていただきます。
- (2) 経費内訳について、当初の実施計画書に記載された目標を達成するために必要なものであれば、産学共創グラント運営事務局に断りなく、経費総額の 20%以内の範囲で計画変更を行い、費消できます。20%を超える計画変更を行う場合は、事前に産学共創グラント運営事務局に報告を行い、承諾を得た場合に計画変更・費消ができます。

8.2.3 コンプライアンス遵守

学内の規定を遵守する必要があります。

9. 採択後・実施期間中の伴走支援体制

9.1 支援体制

採択された申請案件に対して、パートナー企業との対話の深化による事業化を加速させる必要性や、新たなパートナー企業などを探索する必要性も想定されます。そこで、事業化加速・社会実装のためのパートナー企業候補探索などについて、共創機構や「共創 Hub+」、その他事業化支援アドバイザーなどにより、必要に応じて事業化・社会実装に向けた助言・アドバイスや、産業界のネットワークを活用した最適なパートナー候補企業などとのマッチングを通じて、研究者の伴走支援を強力に行います。

9.2 定期的なフォロー

上記支援体制において、伴走支援内容の有効性や活動内容結果を検証するため、産学共創グラント運営事務局などから定期的にフォローを行います。

9.3 エコシステム構築へむけた寄附のお願い

本グラントを活用し起業に至ったベンチャー企業に対して、当該企業の新株予約権を大学へ寄附することをお願いしています。得られた寄附は、将来の研究成果の事業化を促進するための資金助成、イノベーション人材育成、新たな基礎研究活動等に活用される予定です。

10. 報告書の作成・提出及びグラント終了後の依頼事項

10.1.1 中間報告会への出席

本グラントでは、事業開始後、6か月経過後を目途に、進捗報告及び採択研究者間のネットワーク形成を目的として、中間報告会・研究者交流会に参加いただくこと予定しております。

10.1.2 最終報告書の作成・提出

本グラントでは、実施終了後の事業年度末（2027年の場合、3月27日目途）に、最終報告書を作成・提出いただきます。

提出先：sangakukyousou-grant@ccb.osaka-u.ac.jp

10.2 グラント終了後の依頼事項

10.2.1 事後調査・対外発信

上記最終報告書の提出後も、適宜、産学共創グラント運営事務局からの照会に応じて、事業化への進捗状況、特許出願状況、新たな共同研究先との契約状況、新たな競争的資金の獲得状況など、新たな展開に向けた進捗状況について報告いただくことがあります。

また、共創機構や「共創 Hub+」が主催・参加するイベントや、対外発信資料等において、グラントでの実施内容や成果などについて発表いただくことをお願いすることがありますので、適宜ご協力をお願いします。

11. 問い合わせ先

本グラントに関する問い合わせ先は、以下の通りです。

大阪大学 共創機構 産学共創グラント運営事務局 担当：玉手・小山

〒565-0871

大阪府吹田市山田丘 2-8 テクノアライアンス棟 B401

電話：06-6879-7862

Email: sangakukyousou-grant@ccb.osaka-u.ac.jp

共創機構のホームページ（<https://www.ccb.osaka-u.ac.jp/>）も参照ください。

募集開始後、募集要領や申請様式等に変更が生じる場合は、当該 Web ページで周知します。

12. 最後に

本グラントは、株式会社りそな銀行から豊中市へ行われる「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」を活用した寄附を財源としています。本学の研究成果を社会実装へと繋げるための本取り組みに対し、多大なるご支援を賜りました豊中市へ深く感謝の意を表します。

なお、本グラントを通じて起業や事業化を目指される際には、豊中市が実施する以下の創業支援制度やスタートアップ向け補助金の活用も併せてご検討ください。本学と地域社会が連携し、皆さまの研究のさらなる発展を後押しいたします。

※ご参考（https://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/newsrelease_c/2026/files/20260126_1b.pdf）

12.1 豊中市における創業支援制度

参考 URL :

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/jigyosya/toyonakasougyoushien.html>

12.1.1 法人設立登録免許税助成金

参考 URL :

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R7tourokumenkyozei.html>

- ・豊中市で特定創業支援等事業による支援を受け、豊中市内に法人設立する場合
- ・助成額：登録免許税額を助成（株式会社 7.5 万円、合同会社 3 万円）

12.1.2 豊中市オフィス賃料補助金

参考 URL : <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/officetinryou.html>

- ・豊中市内にオフィスを立地する大学発ベンチャー等に最大 1 年間の賃料を補助
- ・補助額：最大 300 万円（補助率 1/2）

12.1.3 豊中市におけるスタートアップ向け補助金

参考 URL : <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R7startupshien.html>

- ・豊中市内の新規事業・創業後 5 年未満の事業者が新たに取組む事業などを補助
- ・補助額：最大 200 万円（補助率 2/3）
- ・申込期間：令和 8 年 2 月 2 日～令和 8 年 3 月 27 日

以上